

2019 年 6 月 18 日

写)

安全保障貿易管理課 熊野課長補佐殿、飯泉法規係長殿
安全保障貿易審査課 井上課長補佐殿、渡边上席審査官殿
安全保障貿易管理課 荒木課長補佐殿 秋元係長殿

修理に用いられる組立品（輸出令 3 項 (3)、貨物等省令第 2 条第 3 項、
外為令 3 項 (2)、貨物等省令第 15 条の 2) の改正要望

一般財団法人 安全保障貿易情報センター
生物・化学兵器製造装置分科会
主査 梶谷 真也

修理に用いられる組立品（輸出令 3 項 (3)、貨物等省令第 2 条第 3 項）は規制番号国際化の検討対象である EU の規制番号体系では、2b350k であり、反応器の 2b350a、貯蔵容器の 2b350c 等と同列の規制番号が付与されています。即ち現行の輸出令と貨物等省令と EU 規制番号体系の整合性がとれておりません。ついては、EU の規制番号体系と整合性をとるべく改正要望を提出するものです。

1. 現行政省令等記載文及び改正提案文

改正案	現行
<p>輸出令 3 の項 (2) 12 (2) 1 又は 2 に掲げる貨物の修理に用いられる組立品又はその部分品であって、経済産業省で定める仕様のもの 貨物等省令 第 2 条第 2 項第十三号 輸出令別表第 1 の 3 の項(2)12 の経済産業省令で定める仕様のものは、次のいずれかに該当するものとする。 イ ロ</p> <p>外為令 3 の項 (2) 輸出令別表第 1 の 3 の項 (2) に掲げる貨物の設計、製造又は使用に係る技術であって、経済産業省令で定めるもの</p> <p>貨物等省令 第 15 条の 2 外為令別表の 3 の項(2)の経済産業省令で定める技術は、第 2 条第 2 項に該当する貨物の・・・</p>	<p>輸出令 3 の項 (3) (2) 1 又は 2 に掲げる貨物の修理に用いられる組立品又はその部分品であって、経済産業省で定める仕様のもの</p> <p>貨物等省令 第 2 条第 3 項 輸出令別表第 1 の 3 の項(3)の経済産業省令で定める仕様のものは、次のいずれかに該当するものとする。 一 二</p> <p>外為令 3 の項 (2) 輸出令別表第 1 の 3 の項 (2) 又は (3) に掲げる貨物の設計、製造又は使用に係る技術であって、経済産業省令で定めるもの</p> <p>貨物等省令 第 15 条の 2 外為令別表の 3 の項(2)の経済産業省令で定める技術は、第 2 条第 2 項又は第 3 項に該当する貨物の・・・</p>

以上